

医療機関の長様

長野県健康福祉部長

医師の働き方改革に係る特定労務管理対象機関の指定申請について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）第3条の規定に基づく改正後の医療法第113条第1項等の規定により、令和6年4月以降、時間外・休日労働が年間960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務している医療機関は、開設者の申請により、特定労務管理対象機関（B・連携B・C-1・C-2水準）として都道府県知事の指定を受ける必要があります。

つきましては、本県において当該指定を受けるための申請手続について、下記のとおり定めましたので、指定を要する医療機関におかれましては、所定の申請手続を行ってください。

なお、本県への申請手続前に行う必要がある医療機関勤務環境評価センターの評価受審は、4カ月以上の審査期間を要するとされておりますので、早期に受審いただくよう御配慮を願います。

記

- 1 指定要件及び提出書類
別紙のとおり
- 2 申請様式
別添様式1～4のとおり（様式ファイルは次の当課ウェブページへも掲載します。）
https://www.pref.nagano.lg.jp/doctor/kenko/doctor/iryo/kinmukankyo_shien.html
- 3 申請方法
指定申請は、以下のいずれかの方法により受け付けます。

①	G-MIS	URL： https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login ※各医療機関のアカウント及びパスワードは、既に医療機関が使用しているものをご使用ください。 ※G-MIS から医師労働時間短縮計画の作成が行えます。（ワード等で作成した時短計画のアップロード（ファイル添付）も可能） ※その他G-MISによる申請については、以下をご参照ください。＜操作マニュアル・説明動画（「いきいき働く医療機関サポートWEB」内）＞ https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation ＜操作方法に関する問い合わせ先＞ G-MIS 事務局 0570-783-872（平日9時～17時）
---	-------	--

②	メール	送付先： doctor@pref.nagano.lg.jp ※メール見落としを防止するため、お手数ですが、メール送信後担当あて電話でご一報願います。
③	郵送	〒380-8570（長野県庁専用郵便番号） 長野県医師・看護人材確保対策課医師係 （「特定労務管理対象機関指定申請」と明記ください。）

4 申請期限

令和5年11月30日（木）

5 指定結果の通知及び公表

特定労務管理対象機関に指定したときは、当該医療機関に通知するとともに、医師・看護人材確保対策課ウェブページで公表します。

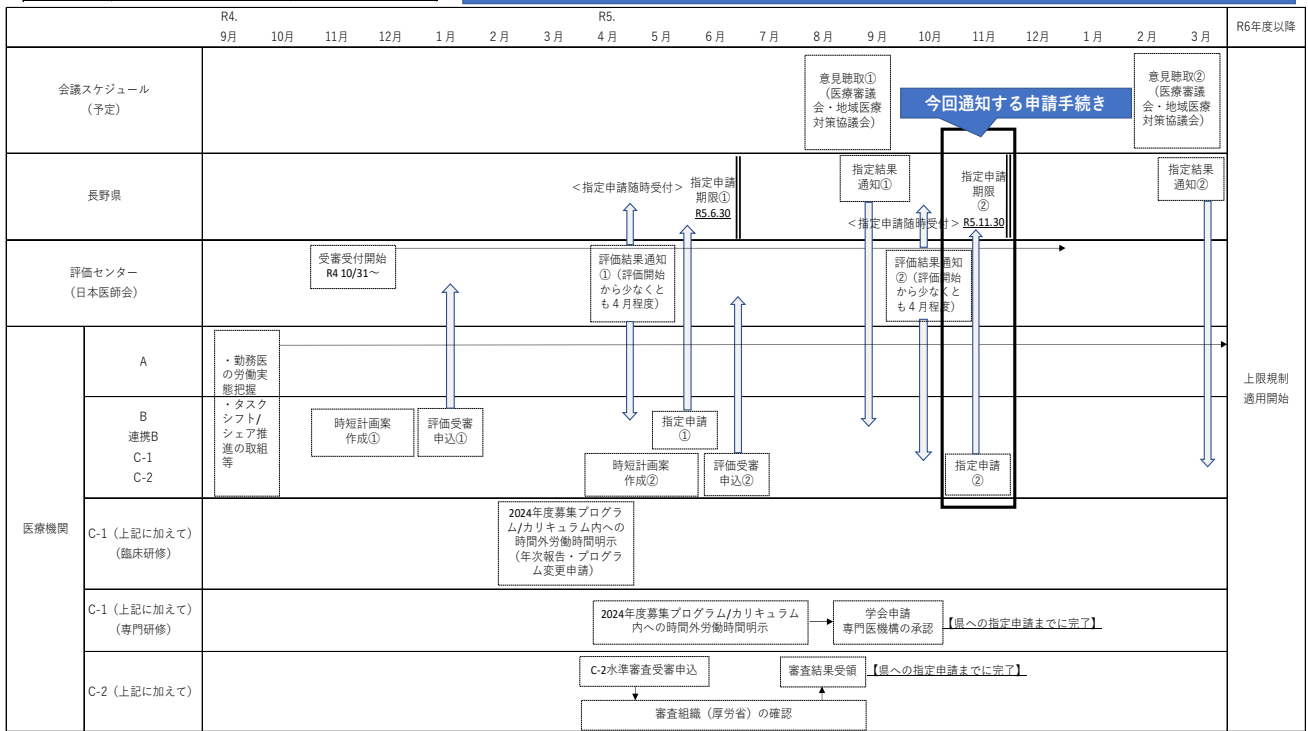
（参考）特定労務管理対象機関指定に係るスケジュール（予定）

特定労務管理対象機関（いわゆるB・連携B・C-1・C-2水準対象機関）指定に係るスケジュール（予定）

○県への指定申請期限を2回設け、それまでに受け付けた申請について、一括して

	長野県への指定申請期限	県による指定結果通知
第1期(①)	令和5年6月30日(金)	令和5年9月下旬頃
第2期(②)	令和5年11月30日(木)	令和6年3月下旬頃

このスケジュールはR4.12.21付で医療機関に通知し、ホームページへ掲載済です。
HPアドレス：https://www.pref.nagano.lg.jp/doctor/kenko/doctor/iryo/kinmukankyo_shien.html



(問い合わせ先)
担 当 医師・看護人材確保対策課医師係
永井、宇佐美
電 話 026-235-7144(直通)
電子メール doctor@pref.nagano.lg.jp

特定労務管理対象機関の指定申請に係る指定要件及び提出書類について

(1) 特定地域医療提供機関 (B水準)

	指定要件 (以下の要件全てに該当すること。)	提出書類 (注2) (県による確認方法)
1	<p>・医療機能が次に掲げるタイプのいずれかに該当すること 【医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ、新医療法(注1)第113条第1項】 対象となる医療機能は、以下のとおりとする。</p> <p>◆「救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療ニーズに対応するために整備しているもの」・「政策的に医療の確保が必要であるとして県医療計画において計画的な確保を図っている「5疾病・5事業」双方の観点から、</p> <p>i 三次救急医療機関 ii 二次救急医療機関 かつ 「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」 かつ 「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」 iii 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 iv 公共性と不確実性が強く働くものとして、県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関 (例) 精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの)、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関</p> <p>◆特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 (例) 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等</p>	様式1 (注2-1) 添付書類1 (注2-2)
2	<p>・医師労働時間短縮計画の案に記載された時間外・休日労働の実績及び県医療審議会の意見を踏まえ、36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務があると考えられること 【新医療法第113条第1項、第5項】</p>	
3	<p>・医師労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること 【新医療法第113条第3項第1号】</p> <p>(1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること (2) 次に掲げる事項が全て記載されていること ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 イ 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項</p>	時短計画案 (注2-3)
4	<p>・新医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること【新医療法第113条第3項第2号】</p>	評価結果通知 (注2-4)
5	<p>・労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと 【新医療法第113条第3項第3号】</p>	添付書類6 (注2-5)

(注1) 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号)による改正後の医療法

(注2) 提出書類(下記以外にも追加で書類提出を求める場合があります。)

注2-1: 特定地域医療提供機関(B水準)指定申請書(様式1)

注2-2: 医療法第113条第1項に規定する業務があることを証する書類(添付書類1)

注2-3: 医療機関勤務環境評価センター受審の際に提出した「医師労働時間短縮計画(案)」
(受審の結果、計画(案)に修正がある場合は、修正後の計画(案))

注2-4: 医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書

注2-5: 誓約書(添付書類6)

(2) 連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）

	指定要件（以下の要件全てに該当すること。）	提出書類（注3） （県による確認方法）
1	<ul style="list-style-type: none"> 医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関であること 【新医療法第118条第1項】 	様式2 （注3-1） 添付書類2 （注3-2）
2	<ul style="list-style-type: none"> 36協定においては年960時間以内の時間外・休日労働に関する上限時間の定めをしているが、副業・兼業先での労働時間を通算すると、時間外・休日労働が年960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務していること 【新医療法第118条第1項】 	
3	<ul style="list-style-type: none"> 医師労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること 【新医療法第118条第2項（第113条第3項第1号準用）】 (1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること (2) 次に掲げる事項が全て記載されていること <ul style="list-style-type: none"> ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 イ 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項 	時短計画案 （注3-3）
4	<ul style="list-style-type: none"> 新医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること 【新医療法第118条第2項（第113条第3項第2号準用）】 	評価結果通知 （注3-4）
5	<ul style="list-style-type: none"> 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと 【新医療法第118条第2項（第113条第3項第3号準用）】 	添付書類6 （注3-5）

（注3）提出書類（下記以外にも追加で書類提出を求める場合があります。）

注3-1：連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）指定申請書（様式2）

注3-2：医療法第118条第1項に規定する業務があることを証する書類（添付書類2）

注3-3：医療機関勤務環境評価センター受審の際に提出した「医師労働時間短縮計画（案）」
 （受審の結果、計画（案）に修正がある場合は、修正後の計画（案））

注3-4：医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書

注3-5：誓約書（添付書類6）

(3) 技能向上集中研修機関 (C-1 水準)

	指定要件 (以下の要件全てに該当すること。)	提出書類 (注 4) (県による確認方法)
1	<ul style="list-style-type: none"> 県知事により指定された臨床研修プログラム又は日本専門医機構により認定された専門研修プログラム／カリキュラムの研修機関であること 【新医療法第 119 条第 1 項】	様式 3 (注 4-1)
2	<ul style="list-style-type: none"> 「適正な労務管理」と「研修の効率化」が行われた上で、医師労働時間短縮計画の案に記載された時間外・休日労働の実績及び指定申請の際に明示されたプログラム・カリキュラムの想定労働時間 (プログラム全体及び各医療機関における時間) を踏まえ、36 協定において年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めが必要と考えられること 【新医療法第 119 条第 1 項】	添付書類 3 (注 4-2) 添付書類 4 又は 添付書類 5 (注 4-3)
3	<ul style="list-style-type: none"> 医師労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること 【新医療法第 119 条第 2 項 (第 113 条第 3 項第 1 号準用)】 <ol style="list-style-type: none"> 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること 次に掲げる事項が全て記載されていること <ul style="list-style-type: none"> ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 イ 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項 	時短計画案 (注 4-4)
4	<ul style="list-style-type: none"> 新医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること 【新医療法第 119 条第 2 項 (第 113 条第 3 項第 2 号準用)】	評価結果通知 (注 4-5)
5	<ul style="list-style-type: none"> 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと 【新医療法第 119 条第 2 項 (第 113 条第 3 項第 3 号準用)】	添付書類 6 (注 4-6)

(注 4) 提出書類 (下記以外にも追加で書類提出を求める場合があります。)

注 4-1 : 技能向上集中研修機関 (C-1 水準) 指定申請書 (様式 3)

注 4-2 : 医療法第 119 条第 1 項に規定する業務があることを証する書類 (添付書類 3)

注 4-3 : **【医療法第 119 条第 1 項の指定に係る業務が臨床研修の場合】**

臨床研修病院群の想定時間外・休日労働時間の記載 (添付資料 4)

【医療法第 119 条第 1 項の指定に係る業務が専門研修の場合】

研修施設における想定時間外・休日労働時間の記載 (添付資料 5)

注 4-4 : 医療機関勤務環境評価センター受審の際に提出した「医師労働時間短縮計画 (案)」

(受審の結果、計画 (案) に修正がある場合は、修正後の計画 (案))

注 4-5 : 医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書

注 4-6 : 誓約書 (添付書類 6)

(4) 特定高度技能研修機関 (C-2 水準)

	指定要件 (以下の要件全てに該当すること。)	提出書類 (注 5) (県による確認方法)
1	<ul style="list-style-type: none"> C-2 水準の対象として厚生労働大臣が公示する、「我が国の医療技術の水準向上に向け、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要である分野」において、C-2 水準の対象として審査組織が特定する技能 (以下「特定高度技能」という。) を有する医師を育成するのに十分な教育研修環境を有していること 【新医療法第 120 条第 1 項】	様式 4 (注 5-1) 医療機関申請書 (技能研修計画) (注 5-2)
2	<ul style="list-style-type: none"> 医師労働時間短縮計画の案に記載された時間外・休日労働の実績及び審査組織の意見を踏まえ、36 協定において年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めが必要と考えられること 【新医療法第 120 条第 1 項】	審査結果通知 (注 5-3)
3	<ul style="list-style-type: none"> 医師労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること 【新医療法第 120 条第 2 項 (第 113 条第 3 項第 1 号準用)】 <ol style="list-style-type: none"> 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること 次に掲げる事項が全て記載されていること <ol style="list-style-type: none"> 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項 	時短計画案 (注 5-4)
4	<ul style="list-style-type: none"> 医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること 【新医療法第 120 条第 2 項 (第 113 条第 3 項第 2 号準用)】	評価結果通知 (注 5-5)
5	<ul style="list-style-type: none"> 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと 【新医療法第 120 条第 2 項 (第 113 条第 3 項第 2 号準用)】	添付書類 6 (注 5-6)

○提出書類 (下記以外にも追加で書類提出を求める場合があります。)

注 5-1 : 特定高度技能研修機関 (C-2 水準) 指定申請書 (様式 4)

注 5-2 : 審査組織に申請した医療機関申請書

(指定後すぐに C-2 水準適用の該当者がいる場合は該当者の技能研修計画)

注 5-3 : 審査組織による医療機関の教育研修環境に関する審査結果の通知書

注 5-4 : 医療機関勤務環境評価センター受審の際に提出した「医師労働時間短縮計画 (案)」

(受審の結果、計画 (案) に修正がある場合は、修正後の計画 (案))

注 5-5 : 医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書

注 5-6 : 誓約書 (添付書類 6)

様式1 (特定地域医療提供機関 (B 水準) 指定申請書)

第 号
年 月 日

長野県知事 様

開設者
住 所
氏名又は名称
(代表者名)

特定地域医療提供機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）第113条の規定に基づき申請する。

1. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名称	ふりがな
所在の場所	ふりがな

2. 医療法第 113 条第 1 項の指定にかかる業務の内容(該当する条項を○で囲むこと。)

第 1 号 救急医療

第 2 号 居宅等における医療

第 3 号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

3. 添付書類

① 医師労働時間短縮計画 (案)

② 医療法第 113 条第 1 項に規定する業務があることを証する書類 (添付資料 1)

③ 医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類

④ 医療法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類 (添付資料 6)

⑤ 医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類

※③ 医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類については、医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書 (⑤医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類) を代替として扱うことが可能です。

添付書類 1

医療法第 113 条第 1 項に規定する業務があることを証する書類

医療機関名	
-------	--

医療法第 113 条第 1 項の指定に係る業務の内容（該当する条項を○で囲むこと。）

※長時間従事させる医師が複数おり、それらの医師が携わる医療が別々の場合は、複数選択すること。

第 1 号 救急医療

第 2 号 居宅等における医療

第 3 号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

（続く）

「第1号 救急医療」を選択した医療機関にお伺いします。

1. 長野県保健医療計画において3次救急医療機関として位置づけられていますか。	
<input type="checkbox"/> はい → 6へ	<input type="checkbox"/> いいえ
2. 長野県保健医療計画において2次救急医療機関として位置づけられていますか。	
<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
【2で「はい」を選択した医療機関にお伺いします。】	
3. 年間救急車受入台数（※前年1～12月実績）	
件	
【2で「はい」を選択した医療機関にお伺いします。】	
4. 夜間・休日・時間外入院件数（※前年1～12月実績）	
件	
【2で「はい」を選択した医療機関にお伺いします。】	
5. 長野県医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられていますか。	
※5疾病5事業（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療）	
<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
（「はい」と回答した医療機関においては該当する疾病又は事業を記入してください。）	
6. 地域医療提供体制の確保の観点からやむを得ず、救急医療に従事する勤務医の時間外労働の上限（960時間）を超えざるを得ない理由を記載してください。	

「第2号 居宅等における医療」を選択した医療機関にお伺いします。

1. 機能強化型在宅療養支援病院及び機能強化型在宅療養支援診療所ですか。 <u>(上記要件が確認できる書類を添付してください。)</u>	
<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2. 地域医療提供体制の確保の観点からやむを得ず、居宅等における医療に従事する勤務医の時間外労働の上限（960時間）を超えざるを得ない理由を記載してください。	

「第3号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療」を選択した医療機関にお伺いします。

1. 医療提供の状況について教えてください。(当てはまるもの全てをお選びください。)

- ①精神科救急に対応する医療機関である。
- ②小児救急を提供する医療機関である。
- ③へき地において中核的な役割を果たす医療機関（へき地医療拠点病院又はそれに準じる役割を担う医療機関）である。
- ④高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関である。
- ⑤児童精神科に対応する医療機関である。
- ⑥その他（具体的な医療機能を下記に記入してください。）

回答欄：

（その他：

）

2. 地域医療提供体制の確保の観点からやむを得ず、地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療に従事する勤務医の時間外労働の上限（960時間）を超えざるを得ない理由を記載してください。

様式2 (連携型特定地域医療提供機関 (連携B水準) 指定申請書)

第 号
年 月 日

長野県知事 様

開設者
住 所
氏名又は名称
(代表者名)

連携型特定地域医療提供機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）第118条の規定に基づき申請する。

1. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名称	ふりがな
所在の場所	ふりがな

2. 添付書類

- ① 医師労働時間短縮計画（案）
- ② 医療法第 118 条第 1 項の指定にかかる派遣の実施に関する書類（添付資料 2）
- ③ 医療法第 118 条第 2 項において準用する法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類
- ④ 医療法第 118 条第 2 項において準用する法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類（添付資料 6）
- ⑤ 医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類

※③ 医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類については、医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書（⑤医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類）を代替として扱うことが可能です。

添付書類 2

医療法第 118 条第 1 項に規定する業務があることを証する書類

医療機関名	
-------	--

1. 派遣先医療機関一覧（既存の一覧表を添付しても構いません。）

No.	派遣元診療科名	派遣先医療機関名	派遣延べ人数
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

※必要に応じて行を追加してください。

（続く）

2. 医療提供体制の確保のために、医師の派遣が必要である理由及び、その医師の派遣により勤務医の時間外労働の上限を（960 時間）を超えざるを得ない理由を記載してください。

様式3 (技能向上集中研修機関 (C-1 水準) 指定申請書)

第 号
年 月 日

長野県知事 様

開設者
住 所
氏名又は名称
(代表者名)

技能向上集中研修機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）第119条の規定に基づき申請する。

1. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名称	ふりがな
所在の場所	ふりがな

2. 医療法第 119 条第 1 項の指定にかかる業務の内容(該当する条項を○で囲むこと。)

第 1 号 医師法第 16 条の 2 第 1 項の臨床研修にかかる業務

第 2 号 医師法第 16 条の 11 第 1 項の研修にかかる業務

3. 添付書類

- ① 医師労働時間短縮計画 (案)
- ② 医療法第 119 条第 1 項の指定に係る業務があることを証する書類
上記 2. 第 1 号の場合 (添付資料 3)、(添付資料 4)
上記 2. 第 2 号の場合 (添付資料 3)、(添付資料 5)
- ③ 医療法第 119 条第 2 項において準用する法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類
- ④ 医療法第 119 条第 2 項において準用する法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類 (添付資料 6)
- ⑤ 医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類

※③ 医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類については、医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書 (⑤医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類) を代替として扱うことが可能です。

添付書類 3

医療法第 119 条第 1 項に規定する業務があることを証する書類

医療機関名	
-------	--

1. 当該研修において、長時間の休日・時間外労働が必要な理由を記載してください。

--

2. C-1 水準を適用した場合の、地域における臨床研修医や専攻医の確保及び地域の医療提供体制への影響の有無について記載してください。

--

臨床研修病院群の想定時間外・休日労働時間の記載

添付書類 4 (臨床研修)

基幹型臨床研修病院の名称 (所在都道府県) : _____ (_____)

研修プログラムの名称 : _____

病院名	病院施設番号	種別	所在都道府県	時間外・休日労働 (年単位換算) 最大想定時間数	おおよその当直・日直回数 ※宿日直許可が取れている場合はその旨を記載	参考 時間外・休日労働 (年単位換算) 前年度実績	C-1水準 適用
		基幹型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定

- ※ 年次報告の場合は、報告年度の前年度の実績及び報告年度の想定を記入すること。
研修プログラム変更・新設の届出の場合は、届出年度の前年度の実績及び次年度(プログラム開始年度)の想定を記入すること。
- ※ 該当する項目について、基幹型臨床研修病院を筆頭にして、研修医と雇用契約を締結する協力型臨床研修病院について、施設番号順に詰めて記入すること。
- ※ 病院群を構成する基幹型臨床研修病院及び研修医と雇用契約を締結する協力型臨床研修病院の病院施設番号、病院種別(基幹型・協力型)、所在都道府県、時間外・休日労働(年単位換算)の最大想定時間数、おおよその当直・日直回数(宿日直許可が取れている場合はその旨)、前年度の時間外休日労働の年単位換算実績及び、C-1水準適用の状況を記入すること。
- ※ 最大想定時間数は、プログラムに従事する臨床研修医が、該当する研修病院において実際に従事することが見込まれる時間数について、前年度実績も踏まえ、実態と乖離することのないよう、適切に記入すること。
- ※ 臨床研修医においては、従事する全ての業務が研修プログラムに基づくものとなるため、A水準又はC-1水準しか適用されないことに留意すること。

研修施設における想定時間外・休日労働時間の記載

添付書類5（専門研修）

基幹施設の名称（所在都道府県）： _____（ _____ ）

プログラム/カリキュラムの名称： _____

プログラム/カリキュラム内の、専攻医と雇用契約を締結する予定のすべての基幹施設、連携施設の病院種別、所在都道府県、時間外・休日労働（年単位換算）の最大想定時間数、おおよその当直・日直回数（宿日直許可が取れている場合はその旨）、及び前年度の時間外・休日労働の年単位換算実績を記入すること。
 なお、この一覧を確認する医師にとって、わかりやすい記載に努めること。

病院名	種別	所在都道府県	時間外・休日労働 （年単位換算） 最大想定時間数※	連携B・B水準を専攻医に適用 する可能性がある場合は○を 記載してください	おおよその当直・日直回数 ※宿日直許可が取れている場合はその旨を記載	参考 時間外・休日労働 最大時間数 （年単位換算） 前年度実績
	基幹					
	基幹・連携					
	基幹・連携					
	基幹・連携					
	基幹・連携					
	基幹・連携					
	基幹・連携					
	基幹・連携					
	基幹・連携					

※ 想定時間数は、プログラム/カリキュラムに関連する労働時間数だけでなく、専攻医が実際に従事することが見込まれる労働時間数について前年度実績も踏まえ、実態と乖離することのないよう、適切に記載すること。

様式4 特定高度技能研修機関（C-2水準）指定申請書）

第 号
年 月 日

長野県知事 様

開設者
住 所
氏名又は名称
(代表者名)

特定高度技能研修機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）第120条の規定に基づき申請する。

1. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名称	ふりがな
所在の場所	ふりがな

2. 添付書類

- ① 医師労働時間短縮計画（案）
- ② 医療法第 120 条第 1 項の指定に係る業務があることを証する書類
- ③ 医療法第 120 条第 1 項の確認を受けたことを証する書類
- ④ 医療法第 120 条第 2 項において準用する法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類
- ⑤ 医療法第 120 条第 2 項において準用する法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類（添付資料 6）
- ⑥ 医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類

※④ 医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類については、医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書（⑥医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類）を代替として扱うことが可能です。

(添付書類6)

誓約書

当〇〇〇〇病院は、医療法第 113 条第 3 項第 3 号に規定する要件を満たしていることを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

医療機関名及び開設者名